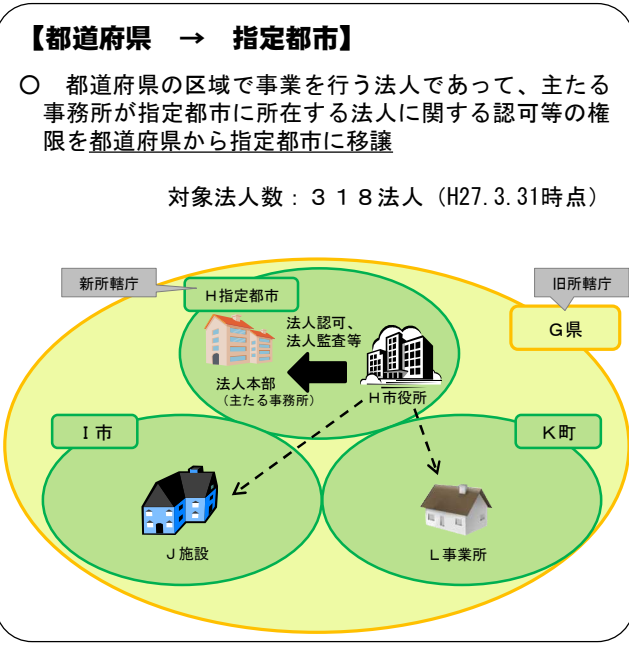
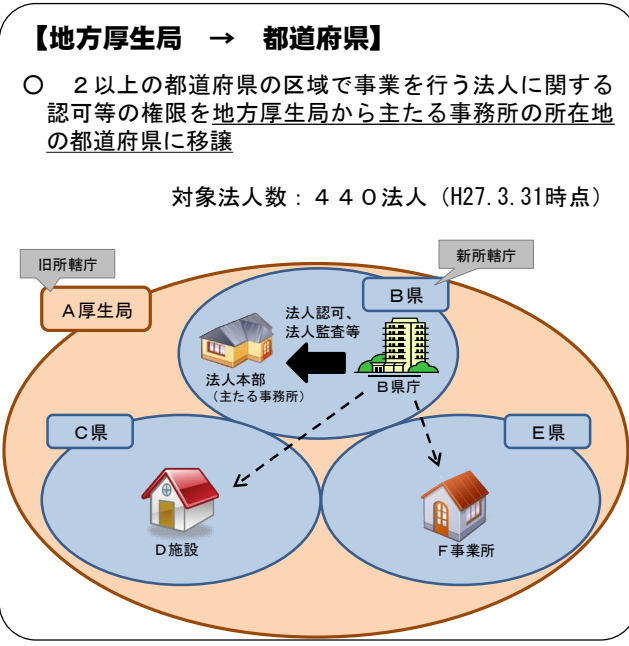


権限移譲について

- 政府においては、個性を活かし自立した地方をつくるために地方分権改革を推進しており、「経済財政運営と改革の基本方針について」（平成25年6月14日閣議決定）、「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針について」（平成25年9月13日地方分権改革推進本部決定）、「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」（平成25年6月25日地方制度調査会答申）を踏まえた「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）において、社会福祉法人の認可等に関する権限について、
 - ・ 2以上の都道府県の区域で事業を行う法人に関する認可等の権限が地方厚生局から都道府県に移譲
 - ・ 都道府県の区域で事業を行う法人であって、主たる事務所が指定都市に所在する法人に関する認可等の権限が都道府県から指定都市に移譲
 することとされたものであり、同内容を社会福祉法等の一部を改正する法律案に盛り込んでいるところである。（平成28年4月1日施行予定）

社会福祉法人に関する認可等の権限移譲について

○ 「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）を受け、社会福祉法等の一部を改正する法律案に下記の内容を盛り込んでいるところ（平成28年4月1日施行予定）。



※ 2以上の地方厚生局の区域で事業を行う法人であって、厚生労働省令で定めるものは、厚生労働省（本省）が所轄庁となる。

- 具体的な取扱いについては、追ってお示しする予定であるが、現時点の考え方を下記のとおりまとめたので、ご留意いただきたい。
- また、権限移譲に当たっては、都道府県から指定都市、地方厚生局から都道府県への引継ぎが円滑に行われるよう、都道府県及び指定都市、地方厚生局及び都道府県において緊密に連絡をとることなどにより、遺漏なきよう対応願いたい。

【権限移譲に関するQ&A】

(問1) 権限移譲に伴う関係文書の取扱いについては、どうすれば良いのか。

(答) 関係文書の取扱いについては、以下のとおりとする予定である。

- ① 厚生局から都道府県に権限移譲される法人
 - 厚生局が権限移譲等に関する施行日までの間に作成、保有している関係文書については、引き続き厚生労働省が所管する行政文書として、都道府県に移管することなく権限移譲後も厚生局が保管することとする。
 - 関係文書については、都道府県を経由して定款変更等の手続が行われていることから、都道府県においても関係文書を保有していると考えられるが、しかしながら、監査等に関する資料については保有していないことから、監査等の指導監督に関する情報を厚生局に提供を求める場合には、閲覧・写しの提供によることを原則とする。
- ② 都道府県から指定都市に権限移譲される法人
 - 都道府県から一般市への権限移譲の際と同様に、該当法人の関係書類については、都道府県知事において原本を保管し、直近の現況報告書や法人監査報告類（監査結果通知及び改善報告書）の写しを都道府県知事から市長へ移管することとし、市長から求めがあった場合にはその他必要な書類（過去の設立や定款変更認可時の書類等）を提供することとする。
 - なお、上記の取扱いによることが困難である場合には、都道府県及び指定都市と調整の上、上記以外の取扱いをすることも可能である。

(問2) 法人の行う事業の区域は、具体的にはどのように判断すればよいのか。

(答)

- 基本的な考え方としては、施設経営等を行う事業の場合、当該施設・事業所の所在地で判断することになる。なお、連絡又は助成事業については、各社会福祉事業に関し、連絡又は助成を行うものであるという事業の性格に鑑み、当該連絡又は助成の趣旨、目的、範囲等により判断することになる。（社会福祉法人審査基準の第4-1-(1)を参照)

(問3) 都道府県社会福祉協議会・都道府県共同募金会・都道府県が設置する社会福祉事業団の所轄庁はどうなるのか。

(答)

- 権限移譲に当たっては、法人の主たる事務所の所在地により、法人の所轄庁とすることとしているものであることから、都道府県社会福祉協議会・都道府県共同募金会・都道府県が設置する社会福祉事業団についても、他の社会福祉法人と同様の取扱いとなる。

(問4) 権限移譲後、都道府県社会福祉協議会・都道府県共同募金会・都道府県が設置する社会福祉事業団の指導監督等における都道府県の関わりはどうなるのか。

(答)

- 都道府県社会福祉協議会・都道府県共同募金会・都道府県が設置する社会福祉事業団については、指定都市へ権限移譲後となる場合、その事業が都道府県単位で行われることを鑑み、所轄庁である指定都市と都道府県との連携が不可欠と考えている。そのため、所轄庁である指定都市が当該法人の指導監督等を行う場合には、都道府県と連携を図ることを、運用において求める予定である。

(問5) 権限移譲後に指定都市市長が所轄庁となる社会福祉法人において、他都道府県の市から短期間の委託事業を受託し、委託先の市の区域内でも事業を実施する場合、その期間内に限って都道府県知事が所轄庁となるのか。

(答)

- 基本的に都道府県を所轄庁と考えるべきであるが、1年未満の短期の受託事業を行うに過ぎない場合は、事務負担を考慮し、所轄庁を都道府県とする変更を要しない。また、受託期間が未確定（1年を超える当分の間等）である場合等は、所轄庁は都道府県知事となる。

(問6) 社会福祉法人において、2以上の都道府県の市において社会福祉施設を経営しており、一部施設が休止中の場合、所轄庁はどのように判断するのか。

(答)

- 休止中の施設であっても、通常の施設と同様の取扱いとする。このため、休止中の施設を含めて、その経営する施設が2以上の都道府県の市の区域に所在している場合には、都道府県知事が所轄庁となる。
- なお、事業を休止している事実があるときは、その措置について、法人側の方針を確かめた上、その具体的な是正方法について報告を求めるとともに、廃止する場合は定款変更等の手続きを行わせることが必要である。

(問7) 現在、所轄庁が地方厚生局長（都道府県知事）である社会福祉法人の定款に、例えば、「〇〇厚生局長（〇〇県知事）の承認を受けなければならない」と規定されている場合、都道府県（指定都市）への権限移譲に伴い、「〇〇県知事（〇〇市長）の承認を受けなければならない」という定款変更は必要か。また、どの時点で変更するのか。

(答)

- 社会福祉法人審査基準第4-1-(3)及び(4)に定められているとおり、事業拡大による定款変更認可申請書は、事業拡大に伴う変更後の所轄庁に提出することとされている。
- 原則としては、これに準じて、所轄庁が変更となる社会福祉法人における当該規定の定款変更は、権限移譲後の都道府県知事（指定都市市長）に対して定款変更認可申請書を提出することとなる。
- なお、一般市への権限移譲の際には、下記のような取扱いとしていたので、参考にされたい。

(参考) 一般市への権限移譲に関するQ & A

(問10) 現在、所轄庁が都道府県知事である社会福祉法人の定款に、例えば、「〇〇県知事の承認を受けなければならない」と規定されている場合、市への権限移譲に伴い、「〇〇市長の承認を受けなければならない」という定款変更は必要か。また、どの時点で変更するのか。

(答) 「社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日局長連名通知）」における社会福祉法人審査基準第4-1-(3)及び(4)に定められているとおり、事業拡大による定款変更認可申請書は、事業拡大に伴う変更後の所轄庁に提出することとされている。

原則としては、これに準じて、所轄庁が変更となる社会福祉法人における当該規定の定款変更は、権限移譲後の市長に対して定款変更認可申請書を提出することとなる。

また、定款変更認可申請書の提出にあたっては、理事総数の3分の2以上の同意を得て、市長の認可を受ける必要がある。当該申請書の提出時期としては、平成25年4月1日以降速やかに行うことが必要であり、平成24年度決算に係る理事会の認定（会計年度終了後2月以内）の際に、定款変更に係る理事の同意を得た上で、市長に対して当該申請書を提出することが望ましい。